

議 会 運 営 委 員 会 記 録

日 時	令和 3 年 5 月 2 8 日 (金) 午前 1 1 時 0 1 分～午前 1 1 時 4 1 分
場 所	第 2 ・ 第 3 委 員 会 室
出席委員	◎日暮 栄治 ○塚本竜太郎 議 長 助川 忠弘 副議長 円谷 憲人 阿比留義顯 石井 昭一 岡田 智佳 後藤浩一郎 田中 晋 中島 俊 平野 光一 古川 隆史 松本 寛道 山下 洋輔 山田 一一 渡部 和子
委員外出席者	(傍聴) 内田 博紀 大橋 昌信 鈴木 清丞 浜田智香子 林 紗絵子 村越 誠
欠席委員	
説明のため出席した者	副市長 (鬼沢 徹雄)

○

午前 11 時 1 分開会

○委員長 ただいまから議会運営委員会を開きます。

○委員長 協議に先立ち、議長より挨拶がございます。

○議長 本日はお忙しい中、令和 3 年第 2 回定例会の日程協議のためお集まりいただき、ありがとうございます。今定例会も皆様の御協力を賜り円滑なる議事運営ができますよう、お願いを申し上げます。

さて、新型コロナウイルスに関しましては、本市は 4 月 20 日よりまん延防止等重点措置の対象とされており、依然として連日新規感染者が報告される、非常に厳しい状況が継続しております。今定例会も 3 月定例会に続き、十分な感染症対策を講じた上での議会運営が求められるところでありますので、質疑並びに一般質問の運用等含め、新型コロナウイルスに関連する各種事項、その他につきまして御協議をよろしくお願いいたします。

以上、甚だ簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

○委員長 それでは、早速協議に入ります。

まず、資料の 1 ページ、市民サイド・ネットさんからの申入れについてを議題といたします。

前回の議会運営委員会で持ち帰りとなりました柏市議会常任委員会の開催日程について、各会派の御意見をお願いいたします。

柏清風さん。

○後藤 1 日 1 委員会の実施をということだったと思います。ただ、密を避けるということで、会議室、第 2、第 3 会議室を大きく使う改修も終わりましたし、広い委員会室 2 つ使えるということですから、これまでどおり 1 日 2 委員会で実施していただければというふうにまとまりました。以上です。

○委員長 公明党さん。

○中島 うちも改修が完了してというタイミングだったので、せっかく改修が行われて余裕を持った 3 密を避けた会議ができるという方向だから、現状のままでというふうにまとまりました。以上です。

○委員長 日本共産党さん。

○渡部 この申入れについては、賛同いたします。確かに委員会の改修なされて 2 つ、広い委員会になったわけですが、市民から見れば、やはり傍聴する市民の立場に立てば 1 日 1 委員会で、そのほうが市民に対しては丁寧な親切なことだと思いますし、市民の立場、市民目線というのをやはり一番に考えるべきではないかなと思いますので、私どもは 1 日 1 委員会にすべきというふうに思います。

○委員長 柏愛倶楽部さん。

○山下 傍聴のときに重なって見れないということもありますので、1 日ずつ検討

してもらえると考えます。以上です。

○委員長 みらい民主かしわさん。

○岡田 私どもも1日1委員会に賛同いたします。

○委員長 市民サイド・ネットさんは提案者ですから。

意見が一致しませんでしたので、現状のとおり1日2委員会とし2日間で行うことといたします。

○委員長 次に、令和3年第2回定例会の議事運営についてを議題といたします。

初めに、質疑並びに一般質問の発言時間について御協議願います。本定例会における発言時間について、議長より1人当たり発言時間40分とする案が出されております。この提案につきまして、議長より説明を願います。

○議長 令和3年第2回定例会の議事運営のうち、資料4ページの1の質疑並びに一般質問の発言時間について御説明いたします。

質疑並びに一般質問の発言時間について、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年第2回定例会から従来1人当たり60分としていた時間を短縮しており、緊急事態宣言下の前回定例会においては、代表質問を除き、1人当たりの発言時間を30分としました。柏市を含む千葉県にあっては、3月21日に緊急事態宣言が解除され、最も深刻だった年明けの頃と比較すれば、新規感染者数は減少しておりますが、冒頭にも申し上げましたとおり、4月20日からはまん延防止等重点措置が適用され、柏市も重点措置を講じるべき区域として指定されていることから、議会としては引き続き感染リスクの低減に努める必要があります。一方で、これまで市議会において様々な感染対策を行ってまいりました。幸いなことに柏市議会において感染者は出ておりません。今後もワクチン接種が進むことで、通常の議会運営を行う道筋が見えてきたこともございます。このことを踏まえ、通常の議会運営に向けた一歩として、今回お示しした案では発言時間については、前回定例会から10分増やし1人当たり40分とする一方で、入替えの際の時間を確保し密を防ぐことで感染防止を徹底するため、2回目の休憩については5分増やした10分としております。

昨日、一部会派の皆様より、1時間を前提に協議したいとの申入れがありました。議会運営を正常な状態に戻していきたいということは、全ての議員の思いであるということは受け止めております。しかしながら、ここで一気に60分に戻すというのは、現在の感染状況を見ると難しいと考えております。まずは前回より10分増やした40分をお願いしたいということで、今回の提案をさせていただきました。

なお、本定例会においては、各会派内での発言時間の調整については行わないこととしたいと思い、提案させていただきます。以上です。

○委員長 委員長としましても、現在の状況を考えると議長提案は妥当なものと考えますので、この案を進めてはと思います。これにつきまして各会派の御意見を願います。質問時間についての申入れをした会派は、それを踏まえた御意見を願います。

柏清風さん。

○後藤 3月議会の当時から、コロナの感染状況というのは改善していません。むしろ悪化していると考えます。よって、今議会においても30分の時間で臨みたいというのが会派のスタンスでございましたが、今議長から提案がありました40分という時間で、ワクチン接種も少しずつ進んでいるということも考えまして、少しずつ通常の時間に戻していくというお考えに賛同します。ですから、40分でもよろしいかと思います。

○委員長 公明党さん。

○中島 議長の思いに賛同いたします。委員長がおっしゃった、議長、委員長の思いに賛同いたします。やはりまん延防止がまた一月延びるというのもありますし、今後藤さんが言ったお話というのがやっぱり納得できる場所ですけれども、議長の思いに賛同いたします、会派としまして。以上です。

○委員長 日本共産党さん。

○渡部 私どもは、ほかの会派の方と一緒に申入れ行いました。これまでも、例えば中核市ですとか近隣市の状況というのが、事務局から示されたことあります。今回全国の中核市、それと近隣市、あと千葉市、船橋市なども調査していただきました。回答のあった中で見ますと、中核市と第4ブロックの構成市などの68市のうち時間短縮しているというのは、柏以外で12市しかないんですね。だから、柏市がスタンダードな感じではなくて、全国的にはもう通常の議会運営に戻しているというのが当たり前の形ではないかというふうに思いました。ましてやこれまでのように60分を30分にとというのは、柏市と一宮市だけなんですね。それと本当にこれは突出した事態だなというふうに思っています。今議長のほうから段階的に増やす中で40分という提案ありましたけども、今柏市は関東市議会議長会の会長の役割をしているわけですね。柏市以外にもやはりまん延防止の対象になっている市もあるでしょうし、そういう中でこれは決して、感染対策のために柏市は時間短縮やっているんですよということが、議長としてだって、これ自慢できる話でも何でもないと思うんですよ。私は、もう本当に通常に戻していただきたいなと思いますし、感染対策についても柏市はかなりやっていると思います。議運というのは全会一致が旨としているわけですから、先ほども市民サイド・ネットさんの提案については、全会一致でないということで、それは取り入れられなかったわけですけども、やはり全会一致にならないわけですから、これまでどおりのやり方をお願いしたいと思います。30分ですとか40分というのが、感染リスクを下げるという科学的根拠というものもぜひ示していただきたいんですね。繰り返しになりますが、柏市のように時間短縮をやっているというのは、全国の中でも突出している。私は、ずっとこれ続けているというのは、県内で見てもやはり異常な事態が続いているなと思えてなりません。そここのところはしっかりと、ほかの会派の皆さんにも考えていただきたいなというように思います。市民の声、それだけ届けられないわけですから、質問項目絞るわけですから。以上です。だから、議長の提案も納得いきません。

○委員長 柏愛さん、どうぞ。

○山下 感染対策が一番だとは思いますが、この時間以外で対策を考えていただきながら、質問時間は元に戻していくべきと考えています。以上です。

○委員長 みらい民主かしわさん。

○岡田 みらい民主かしわは、60分、元に戻すことを主張いたします。これまで約1年間、議場に入る人数を減らしたり、あるいは感染対策も十分してきたと思います。こうした状況で、今60分に戻すことは可能だと思っています。

○委員長 市民サイド・ネットさん。

○松本 60分に戻すことを主張します。コロナも長引いて、どうやったら感染を防げるのかということ分かってきて、やっぱり密を避けながら対策をしっかり取った上できちんと業務を行っていくということが、今は当たり前になっています。社会の状況も大きく変わってしまっていて、やはりここできちんと議会で議論していくべきことというのは、ますます増えてきていると思います。ですので、やはりきちんと議論していくためにも、通常の60分に戻していくことを主張します。

○委員長 御意見は承りました。今回は冒頭に議長からもありましたが、通常運営に向けた第一歩としてのこの案で進めさせていただきます。

それと、「委員長、いいですか」と呼ぶ者あり）ちょっと待ってください。時間を他の同会派の人に回すということには行わないことといたします。

何でしょう。

○平野 通常の議会運営に戻す第一歩というふうに言われたんですけども、このコロナの感染状況というのは、先のこと簡単には想定できないわけなんですけれど、9月議会、12月議会を見据えたときに、9月議会では通常の60分に戻すということを見通しているというふうに判断していいですか。（私語する者あり）

○委員長 今平野さんのほうから、平野委員のほうから9月議会は正常に戻すのかということでしたけど、我々もそのようにできることを願っております。そのような、できる状況にコロナが落ち着くことを願っていきたいというように思っています。

○委員長 次に、会期日程についてを議題とします。

事務局から説明願います。

○議事課長 お手元の資料5ページと6ページ、(2)の会期日程についてでございます。

資料5ページには、3月定例会最終日の議会運営委員会で決定した会期日程を、資料6ページには、市民サイド・ネットさんから申入れのとおり、委員会の日程を2日間から4日間に延長した場合の会期日程をお示ししております。

先ほど申入れについては意見が一致せず、現状のとおり1日2委員会とし、2日間で行うこととなりましたので、会期日程については、資料5ページの3月定例会最終日の議会運営委員会で決定している内容のとおりとなります。以上です。

○委員長 ただいまの説明で御承知おきを願います。

○委員長 次に、議席について並びにその他の新型コロナウイルス感染拡大防止策についてを議題とします。

事務局から説明を願います。

○議事課長 資料7ページと8ページ、(3)の議席についてでございます。

まず、資料7ページは、本定例会の議席表案になります。3月定例会と同様に、議員間の距離を保つため全席1席ずつ空けていただき、通常使用していない最後列を使用した上で、各会派ごとに席を割り振るものです。

3月定例会からの変更点としましては、会派の異動により無所属の議員さんが4名になったことに伴い、3月定例会の際には使用しなかった議席番号5番の席を使用したいと考えております。今回も議場に入られない議員さんは、第5、第6委員会室にてスクリーンで中継を放映しますので、そちらを御覧いただきたいと考えております。また、議場と委員会室のどちらに入られるかは、各日ごとに前半後半に分け、ローテーションで交代していただくことを想定しています。

なお、ローテーションで行う場合には、質疑並びに一般質問中のローテーション案を事務局で作成させていただき、後ほど配付させていただきます。

また、各日ごとに議席表を作成することを想定しておりますので、議場に入られる方を交代する場合は、お手数ですが、事前に事務局に御連絡いただければと考えております。

資料8ページは、議場と委員会室の出席者数の人数割になります。議場に着席可能な24席を人数割合に応じて各会派に割り振り、入らなかった方の分は委員会室という形になっております。各会派ごとの人数については、3月定例会と変更はありません。

その他、採決についても、前回同様に採決の際は本来の議席に戻り、押しボタンで行っていただくことを想定しています。氏名標についても、引き続きネームプレートを使用したいと考えております。

続いて、資料9ページ、(4)のその他の新型コロナウイルス感染拡大防止策についてでございます。こちらの各項目は、令和2年第2回定例会から、前回の令和3年第1回定例会までに実施した取組でございます。こちらにつきましては、今回6月定例会においても継続して取り組んでいただく予定です。以上です。

○委員長 それでは、議席について並びにその他の新型コロナウイルス感染拡大防止策についてはいかがですか。

それでは、議席について並びにその他の新型コロナウイルス感染拡大防止策については、説明のとおりといたします。

○委員長 次に、クールビズについてを議題といたします。

議長より説明願います。

○議長 お手元の資料10ページでございます。本年のクールビズ期間は、例年のとおり5月1日から10月31日までとなります。

議会におけるクールビズの実施方法について御確認をお願いします。

服装につきましては、議場で行われる本会議については、上着着用、ノーネクタイ、委員会室においては、上着なし、ノーネクタイでの軽装が可能です。

招集日は、本会議場で議長から上着を取ることを許可する旨の発言があるまでは、上着着用となります。2日目以降でも議場で上着を着用する場合は、議員章をつけてください。

なお、質問、討論など発言に立たれる際は、上着と議員章を着用されますよう、改めてお願いいたします。以上です。

○委員長 ただいまの説明で、さよう御承知おきを願います。

○委員長 次に、委員会付託についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○議事課長 お手元の資料11ページと12ページ、委員会付託についてでございます。付託につきましては、資料右側に記載のとおり各委員会となります。

なお、議案第10号の和解につきましては、市営住宅の滞納家賃等の支払いに関するものであり、財政部債権管理課が所管するため、総務委員会へ付託いたします。以上です。

○委員長 ただいまの説明で、さよう御承知おきを願います。

○委員長 次に、追加議案についてを議題といたします。

初めに、副市長より説明願います。

○副市長 私から追加議案について御説明をさせていただきたいと存じます。

今定例会に追加議案といたしまして、工事請負契約案件ということで、北部東地区新設小学校の体育館棟の建設工事について1件、それから人事案件といたしまして、柏市農業委員会委員の任命について16件を追加議案として提出を予定させていただいておりますので、何とぞ御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。以上でございます。

○委員長 次に、事務局より説明願います。

○議事課長 資料13ページでございます。追加議案につきましては、ただいま副市長から説明がありましたとおり、①（仮称）柏北部東地区新設小学校の体育館棟の建設工事の請負契約案件1件、人事案件として農業委員会委員の任命16件が予定されております。

提出時期と取扱いについてですが、まず①の工事の請負契約につきましては、週明けの今月31日に工事の入札が行われる予定です。このため現段階では本件の上程時期は未定ですが、本定例会での議案上程を見込み、当初議案と同様、執行部から説明資料が送付されたところであり、つきましては、請負業者及び契約金額を

除いた部分については、当初議案同様に質疑並びに一般質問を行っていただくことが可能です。

取扱いについては、提出された日の日程にのせ議題といたします。質疑並びに一般質問の最終日までに提出されたときは、提案説明の後、契約金額及び契約の相手方についての質疑を行い、その後、委員会付託、以下当初議案と同様の扱いとなります。

また、定例会最終日に提出された場合は、提案説明の後、契約金額及び契約の相手方に関する質疑と補充の質疑を行い、委員会付託、討論を省略し、即日採決となります。

②の人事案件につきましては、提出された日の日程にのせ、提案説明の後、質疑を3問制で行い、委員会付託、討論を省略し、採決する運びとなります。以上です。

○委員長 ただいまの説明で、さよう御承知おきを願います。

○委員長 次に、会議規則の改正についてを議題といたします。

引き続き協議することになっておりました会議規則の改正につきまして、改めて協議を願います。

まず、事務局より説明を願います。

○議事課長 お手元の資料14ページと15ページ、会議規則の改正についてでございます。前定例会の議会運営員会で御説明しておりますが、改めて概要等について御説明します。

議会の本会議及び委員会の欠席事由を例示するとともに、出産に伴う欠席期間の範囲を明確にすることにより、多様な人材の市議会への参画を促進する環境を整備するため、会議規則の一部を改正しようとするものです。

初めに、(1)、改正の経緯としまして、2月19日の議会運営委員会でも協議いただきましたが、2月12日に全国市議会議長会から標準市議会会議規則の一部改正について通知がありましたので、これを受けて本市議会の会議規則を改正するものです。

(2)の改正の概要としましては、本会議及び委員会の欠席が認められる事由について、出席できない事由を総称した「事故」という表現を改め、欠席がやむを得ない事由の例示として、「公務」、「疾病」、「育児」、「看護」、「介護」、「配偶者の出産の補助」を規定するものです。

なお、「配偶者の出産の補助」と「育児」の場合については、既に令和元年6月の会議規則改正の際に、日数を定めてあらかじめ議長または委員長に欠席届を提出することができる旨を、第2条第2項と第84条第2項にそれぞれ規定しておりますが、標準市議会会議規則に合わせ、それぞれ第1項に移すものです。

また、出産に伴う欠席について、医学的な知見を踏まえ、その期間の範囲を明示することにより、産前・産後の期間にも配慮した規定に改めるものです。産前・産後の期間については、産前は出産予定日の6週間前から、産後は出産翌日から8週

間までの期間としております。

最後に、(3)、この改正規則の施行期日は、公布の日を予定しております。以上です。

○委員長 それでは、会議規則の改正について、各会派の御意見をお願いいたします。柏清風さん以外は以前からお聞きしていますが、改めてお願いします。

柏清風さん。

○後藤 我が会派の中ではなかなか考え方がまとまらずでありました。多様な人材の議会への参画ということは、非常に今世の中で大事にされているところでありまして、介護ということを事故という表現を改めて全国市議会議長会の中でも示されたわけですから、介護は入れようと。しかしながら、その運用に関しては一定のルールをつけたらどうかなというのが、会派の意見です。以上です。

○委員長 公明党さん。

○中島 結構です、こちらで。

○委員長 日本共産党さん。

○渡部 かねてから賛成していますので、このとおりで結構です。

○委員長 柏愛倶楽部さん。

○山下 大丈夫です。

○委員長 みらい民主かしわさん。

○岡田 結構でございます。

○委員長 市民サイド・ネットさん。

○松本 賛成なんですが、ちょっと1つ質問です。第84条第2項のところ、出産予定日の6週間と、あと下に職員、柏市職員の8週間という記載がありますが、これどういう判断なんでしょうか。

○委員長 説明してください。

○事務局長 標準会議規則、これは全国市議会議長会で作成しておりますけども、こちらでは6週間、これを標準会議規則としております。この参考の部分ですかね、8週間というのは、各自治体の職員が8週間、産前休暇を取れるという例があるので、それに合わせることは、議長会としては特段妨げるものではございませんという、そういう見解が出ております。ただ、その中で柏市議会としては6週間でもよろしいのではないかという今お話だったと思います。以上です。

○委員長 それでは、それは6週間ということでもよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 じゃ、それは6週間ということにさせていただくことにして、あと詳細については、もう一度次回までに各会派で話し合ってきていただきたいと思います。

○委員長 次に、タブレット端末等の運用方法についてを議題とします。

議長より説明願います。

○議長 令和3年2月よりタブレット端末等を導入し、運用を開始したところでご

ざいます。導入から3か月程度、実際の運用を経た上で、改めてペーパーレス化の推進に向けた取組やタブレット端末の使用可能範囲等の運用方法について御協議いただきたいと考えております。

詳細については、事務局より説明させます。

○委員長 次に、事務局より説明願います。

○議事課長 タブレット端末等の運用方法について、資料16ページと17ページを御覧ください。

初めに、(1)、ペーパーレス化の推進についてでございます。現在は全ての資料を紙資料とデータの併用としている状況となっておりますが、タブレット端末を導入した定例会を経た上で、ペーパーレス化の推進のため、紙資料を廃止しデータのみとしても支障ないと考えられるものと、紙資料とデータの併用を継続するものの案として示したものです。

紙資料を廃止しデータのみとするものとしては、執行部及び事務局からの通知や報告関係資料、並びに紙資料への書き込みが少ないと推測される資料とし、例として、市政一般報告や通知報告書、委員会付託一覧表等を挙げさせていただいております。

また、紙資料とデータの併用を継続するものとしては、議案集を除く議案説明関係資料並びに予算決算関係資料とし、例として会派別説明会資料や旧内示会資料、質疑並びに一般質問通告書等を挙げさせていただいております。

以上の内容については、方針決定後の定例会より運用の変更をさせていただきます。

また、今後も運用状況を見ながら定期的に御協議いただき、引き続きペーパーレス化を進めさせていただきたいと考えております。

次に、(2)、サイドボックスへのデータ格納資料の追加についてでございます。まず、各種計画については、現在の第五次総合計画のみを格納している状況から、格納する資料を拡充するものです。格納する内容としては、原則として第五次総合計画に位置づけられている計画のうち、現在計画期間にあるものといたします。計画改定の際は、既存データとの差し替えをさせていただきます。

また、各議員さんからの資料要求についても、データによる提供が可能であり、サイドボックスの容量を過剰に圧迫しないものについては、サイドボックスへの格納によるデータ提供を行うものです。ただし、サイドボックスの容量圧迫が懸念されるため、容量状況を見ながら定期的に過去の資料は削除させていただきたいと考えております。

次に、(3)、タブレット端末の使用可能範囲についてでございます。タブレット端末等のシステムについては、政務活動費や私費は投入せず財源を全て公費のみとしているため、現在は議会活動に係るもののみを使用可能としておりますが、タブレット端末のさらなる有効活用を目指す観点から、新たな使用可能範囲を示すものになります。

変更内容としては、現在は使用不可としているオンライン視察・研修、監査委員としての活動、附属機関の委員としての活動、柏市の出資する法人の理事や事務組合等の評議員等としての活動についても、使用可能な範囲としてお示しをしております。ただし、本来の使用目的である議会活動のために整備された環境を有効活用するものでありますので、追加料金等が生じる使用はしないよう御注意をお願いいたします。

また、以上の内容については、議長が必要と認めるものとして、タブレット端末等の使用基準「8、会議等以外での端末機の使用範囲」の「(3)、その他議長が必要と認める場合」として位置づけるものであります。以上です。

○委員長 それでは、タブレット端末等の運用方法についてはいかがでしょうか。何か御意見ありますか。大事なことから何か意見あったらどうぞ。どうぞ。

○松本 積極的にペーパーレス化を推進するべきだと思います。現在、各種計画で配られたり配られなかったりしていると思いますが、できるだけデータのほうに移行していくようにしたらよいかと思います。

また、併せて郵便で送られてくる通知等もあるので、できるだけそういったものも郵便料金削減という点からも、できるだけペーパーレス化していくことを今後望みたいと思います。

○委員長 それでは、皆さん、今あまり意見が述べられておりませんが、一度会派に持ち帰っていただきまして、また次回のときに最終的な確認をしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○委員長 次に、感謝状の伝達についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○庶務課長 資料18ページを御覧ください。感謝状の伝達について御説明いたします。

今回、全国市議会議長会から理事の感謝状を受けられる方は、助川忠弘議長と石井昭一議員の2名となっております。本来であれば、議場において皆様が出席されている場で執り行われるべきところではございますが、このような状況でございますので、議場での伝達式は行わないことといたしたいと存じます。感謝状を受けられる皆様には、御容赦願いたいと存じます。後日、石井議員には議長から、助川議長には局長から伝達をいただきます。以上でございます。

○委員長 ただいまの件につきましては、さよう御承知おきを願います。

○委員長 次に、柏愛倶楽部さんからの申入れについてを議題といたします。

柏愛倶楽部、山下委員より発言を求められております。山下委員どうぞ。

○山下 お時間いただきまして、ありがとうございます。社会と経済の変化というのは激しくなって、また新型コロナウイルスの感染拡大に伴って、私たちの政務活動の項目とか費用についても変わってきたというふうにも感じます。そこで政務活

動費の内容とか項目について、またその都度その都度考えて議論していく必要があるかなと思ひ、提案いたしました。

あわせて、これまで議論になっていた無所属の議員と会派の議員の交付額についても併せて御検討いただければと思ひます。よろしくお願ひします。

○委員長 次に、事務局より説明願ひます。

○庶務課長 柏愛倶楽部さんからの政務活動についての申入れについて、現在の柏市の状況等を御説明いたします。

まず、1番の全ての議員に1人当たり月額8万円の政務活動費を交付する件についてでございます。現在、柏市議会政務活動費交付条例では、会派に係る政務活動の額として、1万円以上8万円以下の範囲内で当該会派の代表者が市長に申し出た額となっております。会派に所属する議員への政務活動費は、会派の代表者が市長に申し出た額を8万円から控除した額となっております。一方、無所属議員に対する政務活動費は5万円となっております。この件につきましては、令和元年9月5日に日本共産党さんから同様の趣旨の申入れがなされ、結果として意見の一致を見ませんでした。先例によりますと、一旦結論の出たものについては、状況の変化がない限り、現任期の4年間は同じ内容の提案はしないこととなっております。

2のリモートでの視察や研修などに政務活動費を使用することについては、非公式な見解ではございますが、全国市議会議長会からも問題ないのではないかとの回答をいただいております。ただし、ズームなどのID取得にかかる費用のように、使用の有無に関わらず費用が発生するものについては、使用頻度や実際にかかる金額などを総合的に判断する必要があるかと思われまふ。

3のはがき及び切手の使用については、柏市議会政務活動費手引の中で、誤解を招きやすい支出として注意を促しております。全国市議会議長会のQ&Aでも、その汎用性から政務活動以外の目的に利用される可能性について触れてございます。また、換金性についても考慮する必要があると記載してございます。

4の調査旅費についてですが、旅費については、柏市職員旅費支給条例に従うこととなっており、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算するとなっております。

5の資料購入費の新聞購読料については、政務活動費の手引で上限が月額1万円と決められております。また、週刊誌については、日刊、週刊、月刊の違いというより、内容により判断をさせていただいております。文春のような娯楽的要素を含む週刊誌の場合、その購入費用に政務活動費を充てることに市民の理解が得られるか、もし認めた場合、案分率をどうするのか等について検討する必要があるのではと考えております。

6の事務所経費については、柏市議会政務活動費交付条例では、調査研究その他の活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費とありますが、手引の中で支出できるのは事務所賃借料と光熱水費に限るとしてございます。他市の例では、事務所経費に事務所や会派控室の備品等の経費を対象としている例もあるようござ

ございます。

7のその他経費については、現状燃料費と通信費が認められており、いずれも2分の1の案分をお願いしております。また、燃料費については、月額上限1万円、通信費については月額上限2万円、いずれも案分後の額としてお願いしております。以上でございます。

○委員長 ただいまの柏愛倶楽部さんからの申入れについては、会派に持ち帰っていただき、次回の議会運営委員会までに御協議を願います。

○委員長 続いて、事務局より報告があります。

○庶務課長 ここ数回の定例会におきましては、混雑が予想される招集日の対応として、各会派に説明に入る請願者の人数を2名に制限してもらうようお願いしておりました。新型コロナウイルスの感染拡大の収束が見込まれない中、今定例会の招集日においても同様の対応をしてみたいと存じます。つきましては、後ほど各会派の代表者及び無所属議員の方に請願者の説明を希望するか否かについて、確認をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。以上でございます。

○委員長 事務局説明のとおり、御承知おきを願います。

○委員長 ここで議長より発言がございます。

○議長 本日は慎重なる御審議をいただき、ありがとうございました。定例会を迎えるに当たりまして、議長より改めて議員の皆様をお願いいたします。

まず、議員章を佩用していない、または質問時に上着を着用しない、議場内での許可のない資料配付や傍聴席での資料配布、委員外議員の委員への接触など、議会における規律が若干乱れてきていると感じております。皆様におかれましては、いま一度お考えいただき、良識ある行動をお願いいたします。以上です。

○委員長 それでは、次回は6月17日、質疑並びに一般質問の最終日、本会議終了後に開く予定であります。

以上で議会運営委員会を閉会いたします。

午前11時41分閉会